福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

2019 年 10 月の介護報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

- 1. 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- 2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 3. 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること 3の「見える化」要件とは、情報公表制度や法人のホームページ等を活用して、加算の取得状況、賃金 改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容(職場環境等要件)を公表していることです。

○(特定)処遇改善加算取得状況について

[障害福祉サービス] 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ [介護サービス] 介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

〇 職場環境等要件について

取り組み	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた	職業体験の受入れや地域行事への参加	社会福祉士養成校等からの実習生を受
取組	や主催等による職業魅力度向上の取組	け入れ、職業としての魅力を伝えてい
	の実施	3
資質の向上やキャ	働きながら介護福祉士取得を目指す者	東京都社会福祉協議会東京都福祉人材
リアアップに向け	に対する実務者研修受講支援や、より専	センター研修室や台東区等が主催する
た支援	門性の高い介護技術を取得しようとす	研修を受講させている
	る者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サ	
	ービス提供責任者研修、中堅職員に対す	
	るマネジメント研修の受講支援等	
両立支援・多様な	職員の事情等の状況に応じた勤務シフ	育児や家族の介護、自己啓発の希望、
働き方の推進	トや短時間正規職員制度の導入、職員の	疾病や傷病等を理由とした短時間正職
	希望に即した非正規職員から正規職員	員制度を整備している
	への転換の制度等の整備	
腰痛を含む心身の	雇用管理改善のための管理者に対する	管理者に対して、管理職員向けの外部
健康管理	研修等の実施	研修を受講させている
生産性向上のため	業務手順書の作成や、記録・報告様式の	業務の手順や留意点を記した記録を共
の業務改善の取組	工夫等による情報共有や作業負担の軽	有するとともに、業務や相談のために
	減	電磁的方法 (Web フォーム・電子メール
		等)を活用している
やりがい・働きが	利用者本位のケア方針など障害福祉・介	定期的に盲ろう者支援の理念やあり方
いの醸成	護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ	について学ぶための研修を実施してい
	機会の提供	3